

適応指導教室における不登校児童生徒の変化過程

福士 彩子

不登校児童生徒数が増加している中、その対応としてスクールカウンセラー等の配置や相談室登校の実施など様々な施策が講じられている。その施策の一つとして、「適応指導教室」がある。そこでは学校外に多様な子ども達を受け入れる集団的な場を提供し、学校復帰や個々の抱える問題の解決への援助を行っている。しかし、適応指導教室は事業が本格的に展開して間もないことから、模索しながら実践を積み重ねている。また、学校復帰を目的としているが実際には学校復帰できる生徒は多くない。そのため多くの適応指導教室は、学校復帰を目的としながらも通室児童生徒の自主性や自立性を育てるといった発達促進的な援助を重視している。そこで本研究では研究者がボランティアとして適応指導教室の活動への参与観察から、適応指導教室の特徴を明らかにし、適応指導教室通室生徒を対象に通室することで見られる変化過程について検討した。通室生徒9名に学校と適応指導教室の際にについて質問したところ、対象とした適応指導教室は生徒達にとって安心できる場、元気を回復する場を提供する「居場所」として機能しており、それにより適応指導教室に通室することができるということがわかった。そして、そのような機能を強くもつ適応指導教室に通室することでみられる変化について通室児童生徒9名に質問紙調査すると、自己効力感・主張性に良好な変化が見られた。さらに他者受容感の認識の乏しさという不登校生徒の特徴が明らかになった。次に通室生徒9名を対象に質問紙調査でそれらの変化過程を5ヶ月にわたって調査したところ、生徒全体としては自己効力感・他者受容感には通室の経過による変化はみられなかった。一方、主張性は通室の過程と共に低下していくことが明らかになった。個人に視点を移してその変化過程をみると、主張性の高まりとともに在籍校への登校意欲が高まった生徒もいたが、多くの生徒にとってそれらの変化と在籍校への投稿状況には関係が見られなかった。つまり、変化の様相に関係なく登校する生徒もいれば投稿しない生徒もあり、個人が適応指導教室をどのような目的で通室しているかによって、その変化過程に影響を与えていていると思われる。

2004年度社会福祉学研究科博士前期課程 修士論文要旨

[福祉政策系]

Child Labor in Southeast Asia: The Role of Governments, NGOs & International Organizations

白石 雅紀

まず初めにどのような国際的な流れの中で児童労働の問題が国際問題として取り上げられるにいたったかを述べる。この流れをまとめると人権、人間開発、さらには子どもの権利条約という大きな流れがある。しかしここで注目すべき点はこれらの流れはすべて先進国主導で行われたものであり、本論文の対象地域である東南アジア諸国が率先して取り組んだ事項ではないということである。それもあって児童労働の問題に対して、この地域の政府は積極的に取り組んできたとは

言い難い状況にある。政府がこの問題に対して積極的な役割を担っていないのであれば、いったい誰がこの問題を軽減するための行動を担うのであろう。

繰り返すが、この地域の多くの政府はこの児童労働の問題に熱心に取り組んだとはいえない。そうであれば、政府以外の機関の協力がこの児童労働問題を和らげるためには必要になるわけである。その担い手として本論文ではNGOと国際機関をとりあげ、それぞれの役割について考察する。さらに政府、NGO、国際機関が協調してさまざまな活動を行うべきであると本論文では提言する。そしてこれら3者が協力して問題に取り組むときに注意しなければならない点、3者間の連携に際しての注意点も論じる。

また児童労働の問題に対しても、その歴史、明確な定義、問題点、発生要因を詳しく論じる。この論文では貧困を児童労働の主要な発生要因と位置づけ、先行研究からそれに基づく理論を提示する。またこの問題を軽減するための方策も提示している。

本論文の研究分野である東南アジアについても歴史、宗教、教育、政治などを論じ、また東南アジア各国の略史、データについても述べる。

結論として、政府や国際機関のみの力では児童労働の問題を十分に緩和することはできない。家族、コミュニティそして特にNGOをエンパワーリし、これらの組織を問題解決の担い手に組み入れることが必要であろう。そして、これらの間でのパートナーシップによって効果的に児童労働の問題を緩和することが出来るであろうと結んでいる。

障害者福祉における権利擁護に関する一考察：知的障害者更正施設における苦情解決システムを通して

豊田 正利

社会福祉基礎構造改革に伴い、身体及び知的障害に対する福祉サービスは、いわゆる支援費制度を通じて、形式的には対等な関係にある利用者とサービス提供者の間の契約により提供されることとなった。しかし、実際には、情報の非対称性や利用者の判断能力の限界などのため、利用者保護の仕組みが不可欠である。本論文は、福祉サービス利用援助事業とともに利用者保護の中心的制度としてあわせて導入された苦情解決制度を取り上げ、制度について理論的な考察を加えるとともに、岩手県の知的障害者更正施設に対する悉皆調査により、その実態を把握し、それらを踏まえて具体的な提言を含め今後の課題を展望した。

第1章では、基礎構造改革に伴う利用者保護の意義や社会福祉における「権利擁護」について、この分野の代表的な研究者である河野正輝らの先行研究などを整理しながら考察した。第2章では、今回導入された苦情解決制度について、その問題点を理論的に指摘するとともに、第三者委員の活動を中心に岩手県内の知的障害者更正施設をはじめとする社会福祉施設における取り組みの実態を郵送による悉皆調査などを踏まえて、明らかにした。施設ごとのばらつきが大きく、活動も形式的なものになりがちで、第三者委員自身が苦悩していることが明らかとなった。これらの分析を踏まえて、いくつかの提言を行い今後の課題についての展望も行った。